

令和7年度 第1回船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会 議事録

○鎌田課長補佐

ただいまから、第1回船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会を始めさせていただきます。

開催に先立ちまして2点の事務連絡させていただきます。

まず、本日の専門委員会は、委員の皆様5名全員が出席しておりますので、会議を開催しております。

また、本日、専門委員会の傍聴人はいらっしゃらないことを御報告いたします。

それでは、今回が第1回目の会議となりますので、まず、委員の皆様の御紹介と事務局の職員の紹介をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○萩原課長

廃棄物指導課長の萩原です。

まずは、船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会の委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。

齋藤利晃委員より時計回りの順番とさせていただきます、恐れ入りますが御起立いただいた上で、一言御挨拶をお願いいたします。

【委員紹介】

○萩原課長

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

【事務局職員等紹介】

○鎌田課長補佐

続きまして、専門委員会の運営にあたり、委員長及び副委員長を選出する必要がありますが、委員に就任いただいた後、はじめての専門委員会であるため、選出されておられません。

そこで、委員長が選出されるまでの間、廃棄物指導課長の進行により委員長を選出したいと思います、いかがでしょうか。

【委員より「異議なし」の声あり】

○鎌田課長補佐

それでは、課長よろしくお願いいたします。

○萩原課長

委員長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

それでは、船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会設置要綱第2条第1項の規定に基づき、委員の互選により委員長を選出したいと思います。自薦・他薦がございましたらお願いいたします。

○高橋委員

千葉県環境審議会委員も務められている齋藤利晃委員が適任かと思われますので齋藤利晃委員を推薦いたします。

○萩原課長

齋藤利晃委員の推薦がありましたが、齋藤利晃委員を委員長に選出することについて、御異議ございませんでしょうか。

【委員より「異議なし」の声あり】

○萩原課長

それでは、齋藤利晃委員を委員長に選出することに決定いたしました。齋藤利晃委員長、恐れ入りますが、委員長席へ御移動いただき、一言御挨拶をお願いいたします。

【委員長挨拶】

○萩原課長

ありがとうございます。

ここからの進行については委員長をお願いいたします。

○齋藤委員長

承知いたしました。それでは、まず副委員長の選出をしたいと思います。

副委員長も委員の互選により定めることとされておりますので、自薦・他薦がございましたらお願いいたします。

○齋藤委員長

ほかの委員の方から自薦・他薦がないようであれば、私から佐藤史明委員を推薦させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【委員より「異議なし」の声あり】

○齋藤委員長

それでは、佐藤史明委員を副委員長に選出することに決定いたしました。佐藤史明副委員長、恐れ入りますが、副委員長席へ御移動いただき、一言御挨拶をお願いいたします。

【副委員長挨拶】

○齋藤委員長

それでは、第1回船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会を進めてまいります。まずは、事務局より配布資料の説明をお願いします。

○福田係長

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料といたしまして、「次第」、両面印刷の「席次表」、A3カラー刷りの「廃棄物処理施設配置図」が2枚、また、事前に郵送させていただきました資料といたしまして、「委員名簿」、「船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会設置要綱」でございます。

資料の不足等がある方はいらっしゃいますか。

【委員より意見等なし】

○齋藤委員長

資料の過不足がなく、傍聴者もないとのことですので、次第に沿って議題に進みたいと思います。

それでは、議題の「船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会について」事務局より説明をお願いします。

○福田係長

それでは、事務局より3点御説明させていただきます。

1点目は、「会議録の作成について」です。

本専門委員会に限らず、市における会議体は情報公開の対象となっております。会議終了後、概要及び会議録を作成し、委員の皆さまのお名前と共に公表することとなります。このため、専門委員会での御発言については、録音をさせていただきます。

また、各議題の質疑応答の際に御発言をされる場合は、挙手のうえ、委員長の指名後

に、お手元のマイクを御使用いただきお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いします。

なお、マイクの使用にあたりましては、マイクのトークボタンを押していただきますと赤色のランプが点灯いたします。ランプの点灯を確認いただいたうえで御発言くださいますようお願いいたします。御発言いただいた後は、再度スイッチを押していただきますとランプが消灯いたします。マイクの切り忘れには御注意ください。

会議終了後、事務局において皆様方の御発言を要約した会議録を作成し、市ホームページにおいて公開いたします。

会議録については、公開する前に皆様方に内容を御確認いただくため、メールにてお送りさせていただく予定です。お手数をおかけいたしますが御確認いただきましたら事務局にお知らせくださいますようお願いいたします。

続いて2点目は、「会議の公開について」です。

本専門委員会は原則公開としており、会議の傍聴を認め、会議録を公開するものとしておりますが、船橋市情報公開条例第26条の規定する、「法令等に特別の定めがある場合」、「不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合」、「会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合」に該当する場合は会議の全部又は一部を非公開とすることも可能です。

当議題においては、委員の皆様にも、今後も含め、本委員会において取り扱う議題に関する公開・非公開の取扱いについて御意見いただき、その取扱いについて決定していただきたいと存じます。

なお、本専門委員会において御意見をいただく施設に係る申請の内容については、公衆の縦覧に付されることから、申請書に記載される事項については基本的には秘匿性が低いものであると考えております。

しかしながら、知的財産の根幹に関わる事項、例えば、新たに特許の取得を予定している特殊な技術について申請書に記載されている内容以上に深掘りして確認する必要がある場合など、公開されることが事業者の不利益となるような事項が議題となる場合にあっては、公開されるべきではないものと考えております。

そのような場合には、その都度、委員の皆様にも公開の是非について御意見を伺いたいと考えております。

最後に3点目、「船橋市の廃棄物処理施設設置の状況について」です。

今後、施設設置に係る御意見をいただくにあたり、参考といたしまして、現在の船橋市の廃棄物処理施設設置の状況について御説明いたします。

まずは、産業廃棄物処理施設の設置状況について御説明いたします。

本日配布いたしました A3 の地図のうち産業廃棄物処理施設設置場所の地図を御覧ください。

地図上、赤のピンが産業廃棄物処分業者の 19 事業所の位置、緑のピンが自社で発生した産業廃棄物のみの処理を行う施設を有する 5 事業所の位置を示しています。

処分業者において処理された廃棄物の発生元は、重量ベースで県内、県外がそれぞれ半数程度となっており、船橋市内が約 19%、船橋市を除く千葉県内が約 37%、県外が 44%、県外のうち 83%が東京都という状況です。

地図上でお示しのとおり、多くが県内のみならず県外との交通の利便性の高い南部の地域に集中していることが要因であると考えております。

続いて、一般廃棄物処理施設の設置状況について御説明いたします。

一般廃棄物処理施設設置場所の地図を御覧ください。

地図上、赤のピンが市のごみ処理施設の 3 事業所の位置、緑のピンが一般廃棄物処分業者の 2 事業所の位置、青のピンが産業廃棄物処理施設として設置された施設について一定の要件により一般廃棄物処理施設の許可を有するものとして扱う特例一般廃棄物処理施設の 4 事業所の位置を示しています。

一般廃棄物処分業者は市処理施設で処理することのできない一般廃棄物の処分を行っております。

また、特例一般廃棄物処理施設においては、1 者は国の認定に基づく小型家電の破砕を常時行うことのできる施設であり、残りの 3 者は災害の発生に伴い発生するいわゆる災害廃棄物のみを対象とする施設のため、平常時には一般廃棄物の処理を行わない施設となっています。

事務局からの説明は以上でございます。

○齋藤委員長

今回は第 1 回目の委員会開催ということもあり、委員会の運営に関する 3 点について事務局よりまとめて説明がありました。

まず、1 点目の会議録の作成について、事前に確認を行い、公表することについて御意見等ありますでしょうか。

【委員より「異議なし」の声あり】

○齋藤委員長

それでは、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

○齋藤委員長

続いて、2点目の会議の公開について、基本的には公開とし、場合によっては委員会にて公開・非公開を決定することに関して御意見等ありますでしょうか。

○齋藤委員長

他自治体の委員会等においても公開・非公開について、いつ誰が決定するか議論をすることもあります。

委員会の場で公開・非公開を決めてしまうと、傍聴人の聴きたい内容が空振りになってしまうこともあり、開催前に委員長と事務局で決定するという場合もありますが、事務局より説明のあったとおり、議題ごとに委員会にて決定するのが良いと思います。

御意見等がなければ事務局の説明のとおりといたしますがよろしいでしょうか。

【委員より「異議なし」の声あり】

○齋藤委員長

それでは、2点目についても事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

○齋藤委員長

続いて、3点目の廃棄物処理施設設置状況に関して詳細に知りたい点等ありましたら挙手をお願いします。

○高橋委員

先ほど事務局から説明のありました船橋市のごみ処理施設3事業所について、焼却施設は北部清掃工場、南部清掃工場の2事業所であり、西浦資源リサイクル施設については焼却施設ではないということでしょうか。

○福田係長

焼却施設を有する清掃工場が北部と南部に1事業所ずつあり、委員より御指摘のありました西浦資源リサイクル施設については、いわゆる粗大ごみや大型のごみを扱う破碎施設です。

○洞田委員

現状稼働している処理施設において、市民から悪臭の苦情等がありますか。

○福田係長

現時点では市民からの悪臭の苦情等は受けておりません。

○齋藤委員長

悪臭に限らず、そのほかの苦情等もないという理解でよろしいでしょうか。

○福田係長

市民の方から騒音、振動等による御指摘、苦情等については、最近は受けておりません。

○齋藤委員

特例一般廃棄物処理施設はどのような施設でしょうか。

○福田係長

船橋市内の特例一般廃棄物処理施設は2種類の施設があります。

一つは小型家電リサイクル法に係る国の認定を受けているオリックス環境株式会社であり、小型家電の破碎を行う施設です。産業廃棄物の破碎処理を行う施設において一般廃棄物である小型家電の破碎を行うことのできる施設です。

もう一つは、災害時に発生するいわゆる災害廃棄物のみを処理する施設であり、残りの3施設が該当します。最近では、令和6年の石川県能登半島地震にて発生した一般廃棄物である木くずを受け入れ、処理したという事例があります。

○高橋委員

今回、委員会において対象となる施設はどのような施設になるのでしょうか。

○福田係長

今後、専門委員の皆様にご意見伺う施設については、現時点ではまだお示しすることができません。

今回説明いたしました処理施設は、既存施設であり、本市においてどのような施設が稼働しているかということをお知らせするために御説明させていただきました。

今後については、当該事業者の事務手続きの進捗に伴い、委員の皆様にごどの時点で御意見を伺うかをお伝えするとともに、その施設の概要についても、事業者からの許可申請を受け告示縦覧ののち専門委員会にて御意見を伺う予定です。

○高橋委員

北部清掃工場、南部清掃工場など既存施設の建替えではなく新たな施設の設置という理解で間違いないでしょうか。

○福田係長

御見解のとおりであり、既存施設の建替えに係る案件は現在予定しておりません。

○齋藤委員長

次回の開催にはまだ時間がかかるということでしょうか。

○福田係長

御見解のとおりです。

今の時点でお示しすることのできることは、事務局としても開催の時期について見込みが立っておらず、年度内の開催はないということのみとなります。

○齋藤委員長

今後、案件があった際には、その施設、装置等に類似した施設、装置がございましたら、可能な範囲で併せて情報を提示いただけると幸いです。

○福田係長

事業者から提出された書類を審査し、施設に類似施設等があるかを含めて検討し、委員の皆様にご確認いただきやすい資料を御提示したいと考えております。

○齋藤委員長

他に御意見等ありますでしょうか。

【委員より意見等なし】

○齋藤委員長

それでは意見が出尽くしたようなので、以上で議題は終了となります。委員の皆様、ありがとうございました。

最後に事務局から何かありますか。

○福田係長

本日の会議録については、作成後、委員の皆様へメールにて送付し、確認をしていただいたのちに、公表いたします。お手数ですが、会議録の確認に御協力をお願いいたします。

また、次回の会議については、施設設置予定者からの廃棄物処理施設設置許可申請書の提出を受け、1か月の告示縦覧を経たのちを予定しています。

施設設置予定者との協議に進捗がありましたら御連絡等させていただきたいと考えています。

○齋藤委員長

ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見などございませんか。

○齋藤委員長

今後の告示縦覧については、告示縦覧をして市民の方から御意見をいただくということでしょうか。手続きについて教えていただけると幸いです。

○福田係長

告示縦覧による市民からの御意見等をまとめ、委員会に御提示し、委員の皆様御意見等を伺う予定です。

○齋藤委員長

市民から寄せられた御意見等への回答は行った方がよいかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○福田係長

一度検討し、その内容について委員の皆様御回答させていただきます。

<事務局付記>

令和8年1月14日付けにて、以下の内容で各委員に回答しました。

廃棄物処理法に基づく利害関係者からの意見書の提出制度は、専門委員会の皆様や市が廃棄物処理施設の設置に関しより正確な検討を行うために実施するものであり、意見書の公開や意見書の見解等を示すといった規定はなく、意見公募手続きとして意見を募集したものではないことから、意見書を提出された方に個別に回答を行うことは考えておりません。

しかしながら、意見書を提出する利害関係者については、事業者が実施する廃棄物処理施設の設置に係る環境保全対策について関心をお持ちであることから、廃棄物処理施設設置等専門委員会に係る傍聴や議事録の公開等について、縦覧時にも周知を行ってまいります。

○齋藤委員長

そのほか質問等よろしいでしょうか。

【委員より意見等なし】

○齋藤委員長

それでは、以上で、第1回船橋市廃棄物処理施設設置等専門委員会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。